

唐津地区PTA連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は唐津地区PTA連合会と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局を会長の指定する場所に置く。

(構 成)

第3条 本会は唐津市内および玄海地区の小中学校PTAをもって組織する。
ただし、ここでいうPTAは育友会を含むものとする。

(他組織への加入並びに賛助団体)

第4条 1 本会はその目的を同じくする他の組織に加入することができる。
2 本会はその目的を同じくする他の組織を賛助団体として加入させることができる。
なお賛助団体の会員は、本会が主催する事業に参画できるものとする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第5条 本会は地区内小中学校PTA(以下単Pと言う)の連絡提携にあたり、その総意を結集して、社会教育と家庭教育の充実に努めるとともに、PTAと地域の協助協力により学校教育の発展向上に努力し、青少年の幸福な成長を図るとともに、PTA相互の協和親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第6条 本会は第5条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)学校教育への協力活動
(2)会員を対象とする研究・研修活動
(3)青少年健全育成及び福祉増進事業
(4)国際交流事業
(5)表彰事業
(6)教育諸機関、関係団体との連絡提携及び事業の共催
(7)諸会議及び委員会活動の推進
(8)その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 役 員

(役 員)

第7条 本会は次の役員をおく。

(1)会 長	1 名	
(2)副会長	6 名	
(3)常任理事	26 名	(会長・副会長を含む。)
(4)理 事	51 名	(常任理事を含む。)
(5)監 査	3 名	
(6)幹 事	若干 名	
(7)県P新聞編集委員	1 名	

(役員を選任)

第8条 役員は次の方法により定める。
(1)会長は、候補者を常任理事会で選出し、理事会並びに総会で承認を得る。
(2)副会長とする母親会員代表者は、候補者を常任理事会で選出し、理事会並びに総会で承認を得る。
(3)副会長とする各地区代表単P会長は、地区会議等で選出し、総会で承認を得る。
(4)副会長とする校長代表者は、唐津地区校長会の推薦を受け、総会で承認を得る。
(5)常任理事は会長、母親会員代表、校長代表、県P新聞編集委員及び理事より選出された会員を充てる。

- なお、理事より選出された常任理事は、総会において紹介する。
- (6)理事は会長、単P会長、母親会員代表、校長代表、県P新聞編集委員及び代議員より選出された会員を充てる。
- (7)監査は理事以外の候補者を総務委員会で選出し、総会で承認を得る。
- (8)幹事は会長が委嘱し、総会において紹介する。
- (9)県P新聞編集委員は、会長が会員のなかから委嘱し、総会において紹介する。

(役員の任期)

- 第9条
- 1 会長並びに母親会員代表を除く役員の任期は1年とし再任を妨げない。
 - 2 役員は任期満了後においても後任が決定するまでは、その任務を行わなければならない。
 - 3 補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第10条
- 役員の職務は次のとおりとする。
- (1)会長は会務を総理し、本会を代表する。
 - (2)副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3)常任理事は常任理事会を構成し、第25条の任務にあたる。
 - (4)理事は理事会を構成し、第30条の任務にあたる。
 - (5)監査は本会の業務並びに会計の監査を行う。
 - (6)幹事は会長の命を受け、本会の庶務、会計を司る。
 - (7)県P新聞編集委員は、佐賀県PTA連合会の新聞編集委員会に本会を代表して出向し、その任務にあたる。

(総務委員会)

- 第11条
- 会長、副会長、幹事、県P新聞編集委員及び母親会員常任理事並びに本規約第12条に規定する事務局長をもって総務委員会を構成し、本会の総務を司る。

第4章 事務局

(事務局)

- 第12条
- 1 本会の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長及び必要な職員をおく。
 - 2 事務局長及び職員は常任理事会の承認を経て会長が任免し、総会において紹介する。

第5章 顧問

(顧問)

- 第13条
- 1 顧問は、唐津地区PTA連合会会長経験者の中より、会長が委嘱する。
 - 2 顧問は、本会の規定する会議等に出席し、会の運営上重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第6章 会議

(会議の種別)

- 第14条
- 本会の会議は総会、常任理事会及び理事会とする。

(総会の種類)

- 第15条
- 総会は定期総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第16条
- 1 総会は代議員をもって構成する。
 - 2 代議員は、単Pの会長、母親会員代表、校長、事務担当職員とする。

(総会の招集)

- 第17条
- 1 定期総会は、毎年1回、6月以内に会長が招集し開催する。
 - 2 臨時総会は、常任理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
 - 3 前項のほか、代議員の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 4 総会の招集は少なくとも、10日以前に、その会議に付すべき事項、日時及び、場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席代議員の互選で定める。

(総会の定足数)

第19条 総会は、代議員の3分の1が出席しなければその議事を開き議決することができない。

(総会の議決事項)

第20条 総会は次の事項を議決する。

- (1)基本方針の決定
- (2)会則の制定および改廃
- (3)会務計画、予算案の審議決定
- (4)会務並びに決算の承認
- (5)会費の決定
- (6)役員任免
- (7)他団体への加入脱退
- (8)その他、本会の運営に関する事項で、常任理事会において必要と認めた事項

(常任理事会の構成)

第21条 常任理事会は、常任理事をもって構成する。

(常任理事会の招集)

第22条 常任理事会は、毎年おおむね6回、会長が招集する。但し、会長が必要と認めたとき又は、常任理事の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して、常任理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時常任理事会を招集しなければならない。

(常任理事会の議長)

第23条 常任理事会の議長は、会長が副会長の中から指名する。

(常任理事会の定足数)

第24条 常任理事会は、その構成員の過半数が出席しなければその議事を開き議決することができない。

(常任理事会の議決事項)

第25条 常任理事会は、次の事項を議決する。

- (1)理事会提出事項の作成
- (2)総会の議決に基づく活動
- (3)暫定予算、更正予算の決定
- (4)その他、本会の目的達成のための諸活動

(理事会の構成)

第26条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第27条 理事会は、毎年3回、会長が招集する。但し、会長が必要と認めたとき、又は、理事の3分の1以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(理事会の議長)

第28条 理事会の議長は、出席理事の互選で定める。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、その構成員の過半数が出席をしなければその議事を開き議決することができない。

(理事会の議決事項)

第30条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1)総会提出事項の審議
- (2)その他本会の目的達成のための審議活動

(議 決)

- 第31条 1 会議の議決は、出席構成員の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2 会議に出席できない構成員は代理人または委任状をもって他の出席者に議決権の行使を委任することができる。

(議 事 録)

- 第32条 1 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成し、議長及び第33条に規定する署名人がこれに署名捺印しなければならない。
(1)開会の日時・場所
(2)出席者数
(3)議決事項
(4)議事経過の要領
2 議事録の作成は事務局職員があたり、総会に於いては記録者を出席者のなかより2名を選び会長が委嘱する。
3 議事録は5年間保存しなければならない。
4 代議員はいつでも議事録を閲覧できる。

(署名人)

- 第33条 1 総会及び理事会の議事録署名人は、会長が構成人から2名を指名し委嘱する。
2 常任理事会の署名人は会長及び議長とし、次回常任理事会で、当該議事録を承認することを要す。

第7章 会 計

(会 計)

- 第36条 本会の会計は一般会計と特別会計とする。

(一般会計)

- 第37条 1 一般会計の収入は、会費収入・寄付金・補助金・その他の収入とする。
2 本会の事業遂行に要する経費は、本条1項の収入をもって支弁する。
3 本会の経費は、常任理事会の議決した方法に基き会長が管理する。

(特別会計)

- 第38条 1 特別会計の収入は、佐賀県PTA連合会より配分される保険事務手数料収入並びに第37条1項に規定するもの以外の臨時的な収益収入とする。
2 本条1項の収益を得るために要した事務経費は、当該収益をもって支弁する。
3 特別会計の余剰金は、本会の事業遂行に必要と認められる支出について、常任理事会の承認を得て支弁することができる。

(会 費)

- 第39条 会費収入は、単Pの児童生徒及び世帯数に応じ、単Pが拠出する。
賛助団体は、定額とする会費を賛助団体が拠出する。

(会計年度)

- 第40条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第8章 補 則

(会則細則)

- 第41条 この会則の施行についての細則は、常任理事会、理事会及び総会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 会則第40条の規定にかかわらず、本会の設立当初の会計年度は、設立総会の日から平成18年3月31日までとする。
2 この会則は、平成17年5月28日より実施する。
3 平成20年5月31日一部改正(学校統合によるブロック変更及び各委員会の人数修正)
4 平成22年5月22日一部改正(学校統合による理事の人数修正並びに賛助会員規定新規追加)

- 5 平成23年5月28日一部改正(学校統合による理事の人数修正並びに各条項一部追加・改訂)
- 6 平成25年5月25日一部改正(学校統合による理事の人数修正)
- 7 平成26年5月17日一部改正(学校統合による理事の人数修正)
- 8 平成27年5月30日一部改正(学校統合による理事の人数修正)
- 9 平成29年5月13日一部改正(移転による事務局の改正)
- 10 令和6年5月18日一部改正(学校統合による理事の人数修正)
- 11 令和7年5月17日一部改正(学校統合と校長会・教頭会の役員数減による人数修正)
- 12 令和7年5月17日一部削除(第7章 委員会 の削除)
- 13 令和8年5月15日一部改正(理事数削減による人数修正)

唐津地区PTA連合会 会則施行細則

第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 この施行細則は、唐津地区PTA連合会会則(以下「会則」という)第41条に基づき、会則の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 会 費

(会 費)

- 第2条
- 1 会則第39条にいう会費の額は、会則第15条による総会において定め、毎年、6月末日までに納入しなければならない。
 - 2 会費の額は、次のとおりとする。
児童生徒数×100 円＋世帯数× 100 円
 - 3 賛助団体加入費は、相互協議の上、その額を決定する。

第3章 役 員

(役員の選任)

- 第3条
- 1 会則第8条による役員の選任は、この施行細則の定めるところによって行う。
 - 2 会長、副会長、監査の選考は次の各条の定めにより候補者の推薦を受け、総会において選任する。

(会長の選任)

- 第4条
- 1 会長の候補者は、保護者会員のなかから、1名選出する。
 - 2 会長の候補者は、原則として、現役会員で単P会長経験者、総務委員会経験者より選出する。
 - 3 本条2項で候補者を選出できないときは、単P会長より選出する。
なお、この場合、育友会会長で現役会員でない者も候補者として行うことができる。
 - 4 会長の任期は、原則として、2年とする。
 - 5 会長が任期中に辞任した場合は、副会長が職務を代行する。
ただし、特別な理由がある場合は、顧問が会長職務を代行できるものとする。
この場合、顧問が現役会員でない場合も、職務を代行できるものとする。
 - 6 任期中の会長辞任に対する後任選出については、常任理事会にて報告・推薦後、理事会にて承認を受ける。
なお、これにより就任した会長の任期は前任者の残任期間とする。

(副会長の選任)

- 第5条
- 1 副会長は、次の各号に定める単P会長、校長代表、母親会員代表を候補者とする。
 - (1)単P会長の候補者は、常任理事のなかから各地区の互選により、各地区1名 計4名を選出する。
 - (2)校長代表の候補者は、唐津地区校長会(以下「校長会」という。)より推薦を受けた者 1名とする。
 - (3)母親会員代表の候補者は、保護者会員のなかから、1名選出する。
 - 2 前項1号及び2号により選出された副会長の任期は1年とする。
 - 3 前項3号により選出された副会長の任期は、原則として、2年とする。
 - 4 副会長が任期中に辞任した場合、選任方法に合わせ、再選出を行うことができる。

- 5 任期中の副会長辞任に対する後任選出については、常任理事会にて報告・推薦後、理事会にて承認を受ける。ただし、校長代表については、理事会での承認のみとする。
なお、これにより就任した副会長の任期は前任者の残任期間とする。

(監査の選任)

第6条

- 1 監査は次の各号に定める父母会員および校長とする。
(1)父母会員の候補者は、第1地区と第4地区から1名、第2地区と第3地区から1名の推薦を受けたもの 計2名とする。
(2)校長の候補者は、校長会より推薦を受けたもの 1名とする。
2 監査の互選により、代表監査を置く。

(常任理事)

第7条

- 常任理事は、会長、校長代表、母親会員代表、県P新聞編集委員及び施行細則第8条に規定する理事のなかから次の各号により選任された会員とする。
(1)単P会長のなかから施行細則第9条に定める中学校ブロック(以下「ブロック」という。)より各1名、計16名を選任する。
(2)校長は、施行細則第8条1号に基づき校長会より推薦された理事が兼務する。
(3)教頭は、施行細則第8条2号に基づき唐津地区教頭会(以下「教頭会」という。)より推薦された理事が兼務する。
(4)母親会員理事は、施行細則第8条第3号に基づき選任された理事が兼務する。

(理 事)

第8条

- 理事は、会長、単P会長、校長代表、母親会員代表、県P新聞編集委員及び、次の各号により選任された会員とする。
(1)校長のなかから校長会より、1名の推薦を受け選任する。
(2)教頭のなかから教頭会より、1名の推薦を受け選任する。
(3)会則第16条2項に規定する代議員の母親会員代表から、各地区より1名計4名を選任する。

第4章 地区・ブロック

(地区・ブロック)

第9条

- 1 本会を4地区、16ブロックに区分する。
2 地区・ブロックの区分は次に掲げるとおりとする。

第1地区 厳木中ブロック 厳木小中 相知中ブロック 相知中 相知小 伊岐佐小 北波多中ブロック 北波多中 北波多小 浜玉中ブロック 浜玉中 浜崎小 玉島小 平原小 七山中ブロック 七山小中	第2地区 鏡中ブロック 鏡中 鏡山小 鬼塚中ブロック 鬼塚中 鬼塚小 久里小 第五中ブロック 第五中 外町小 成和小 東唐津小 高島小	第3地区 第一中ブロック 第一中 大志小 長松小 高峰中ブロック 高峰小中 西唐津中ブロック 西唐津中 西唐津小 佐志中ブロック 佐志中 佐志小 湊中ブロック 湊中 湊小	第4地区 海青中ブロック 海青中 呼子小 打上小 名護屋小 小川小中 加唐小中 馬渡小中 肥前中ブロック 肥前中 肥前小 玄海みらい学園 ブロック 玄海みらい学園
---	--	--	--

第5章 顧 問

(顧 問)

第10条

顧問の資格要件は、本会の前会長とするが、必要に応じて会長経験者も委嘱できる。

- 付 則
- 1 この施行細則は、平成17年5月28日より施行する。
 - 2 平成20年5月31日一部改正(学校統合によるブロック変更及び各委員会の人数修正)
 - 3 平成22年5月22日一部改正(学校統合によるブロック内変更並びに賛助会員規定新規追加)
 - 4 平成23年5月28日一部改正(学校統合によるブロック内変更並びに各条項一部追加・改訂)
 - 5 平成25年5月25日一部改正(学校統合による地区・ブロック内変更)
 - 6 平成26年5月17日一部改正(学校統合によるブロック内変更)
 - 7 平成27年5月30日一部改正(学校統合によるブロック内変更)
 - 8 令和5年5月20日一部改正(役員選任・会長選任の一部変更)
 - 9 令和6年6月18日一部改正(学校統合によるブロック内変更)
 - 10 令和7年5月17日一部改正(学校統合と校長会・教頭会の役員数減による人数修正)
 - 11 令和8年5月17日一部改正(母親会員代表理事数減による人数修正)

唐津地区PTA連合会 慶弔規定

- 第1条 唐津地区PTA連合会は本規定により唐津地区PTA連合会会則第7条に規定する役員の慶弔をすることができる。
- | | |
|------------------------------|---------|
| (1) 死亡のとき | 10,000円 |
| (2) その他慶弔事、特別の場合は常任理事会で議決する。 | |
| (3) 本会にかかわる傷病の場合 | 5,000円 |
- 第2条 その他慶弔事、特別の場合は常任理事会で議決する。

- 付 則
- 1 この規定は、平成17年5月28日から施行する。

唐津地区PTA連合会 表彰規定

- (目的)
- 第1条 本規定は唐津地区PTA連合会会則第5条に規定する目的達成に貢献し、その功績顕著なるものにたいする、会則第6条5号に基づく表彰について必要な事項を定める。
- (被表彰者)
- 第2条 被表彰者は個人、又は団体とする。
- (表彰者の範囲)
- 第3条 被表彰者の範囲を次のとおり定める。
- (1) 運営、その他本会の目的に添う活動に顕著な功労があったもの。
 - (2) 組織運営が他の範とするに足る団体。
 - (3) 本会の役員退任の場合。
 - (4) 本会の事務局長又は事務職員として既往2年以上従事し功労特に顕著であるもの。
 - (5) その他常任理事会で推薦するもの。
- (表彰の方法)
- 第4条 表彰は表彰状を授与し、又は、感謝状を贈呈して行う。
- (表彰の時期)
- 第5条 表彰は、毎年唐津地区PTA連合会通常総会において行う。
- (表彰の手続き)
- 第6条 表彰の手続きは、本規定第3条1号及び2号に該当するものは各単Pより本会に申請し、同条3号及び4号、5号に該当するものは、会則第11条に規定する総務委員会において選出する。
なお、最終選考に関しては、総務委員会において協議し、決定する。
- (表彰申請の期間)
- 第7条 表彰申請は毎年3月末までとする。

- 付 則
- 1 この規定は、平成17年5月28日から施行する。
 - 2 平成23年5月28日一部改正(表彰の手続き)